

## 井原市議会基本条例検証結果（平成28年）

### における今後の課題への対応について

#### 1. 平成28年の新たな取り組み事項（※改正したもの）

##### ①議会全般

|        |   |
|--------|---|
| 取組事項   | 1. 市民の声を聴く会の開催内容の変更   |
| 関連条項等  | 基本条例第7条   |
| 取組内容   | <p>H28.1～H28.7<br/>市民の声を聴く会（「議会報告会」兼「市民との意見交換会」）の開催方法について調査・研究。</p> <p>市民と議員が自由に意見交換できる場として、発言しやすい場づくりにより、幅広い市民が参加（年代・女性）でき、より多くの市民の声が聴けるよう、また、市民からの要望を聴く場だけにならないよう、市民の声を聴く会の開催方法について調査・研究。</p> <p>H28.2 開催内容を「議会からの報告」並びに「～人口減少問題についてみんなで考えよう～というテーマでのワークショップ形式による意見交換会」を実施することに決定</p> <p>H28.8.2 市内13小学校区で各1回、市民の声を聴く会を開催。<br/>～8.25</p> <p>※実施実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体参加者333人（昨年度421人）</li> <li>・ワークショップについて良かったと回答した率45.2%</li> <li>・今回の市民の声を聴く会が良かったと回答した率39.9%（昨年度50.3%）</li> <li>・次回の市民の声を聴く会に来たいと回答した率38.6%（昨年度54.7%）</li> </ul> |
| 外部評価結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催方法が一新された点、特に昨年の指摘に対する改善策として、会の後半に参加型のワークショップを取り入れた点は高く評価できる。</li> <li>・後半のワークショップでは、議員がファシリテーターとして、外から見るのではなく、ワークショップの一員として市民と対等の立場で話し合いに参加できる仕組みを検討する必要がある。そのためには、議会の立場を踏まえた上で、一議員としてワークショップに参加できるルール作りを検討すべきである。</li> <li>・より広い層の市民の意見を聴くためには、現在の方式に加えて、PTA、町内会、消防団、婦人会、若年層など、ターゲットをある程度絞った各種団体との意見交換の場を設定することも検討する必要がある。そのためには、子育て中のママさんが参加しやすい平日の昼間の開催なども視野に入れるべきである。</li> </ul>  |

|           |   |
|-----------|---|
| 検証結果      | ・外部評価結果のとおり   |
| 今後の課題     | ・ワークショップ開催時において、議員がワークショップの一員として話し合いに参加できる仕組み、ルール作り<br>・ターゲットを絞った各種団体との意見交換 |
| 上記課題の検討結果 | ・引き続き検討する。  |

|           |  |
|-----------|--|
| 取組事項      | 2. 本会議日程等の周知方法の拡大  |
| 関連条項等     | 基本条例第7条  |
| 取組内容      | H28.6 CATV文字放送で定例会日程についてPRを開始。<br>本会議で29人が傍聴される（報道機関を除く）<br>委員会で14人が傍聴される（報道機関を除く） |
| 外部評価結果    |  |
| 検証結果      | ・現行どおりでよい  |
| 今後の課題     | ・提案箱設置場所における本会議日程等の周知効果を上げる工夫<br>・議会から市内高校への議会傍聴の呼びかけ                              |
| 上記課題の検討結果 | ・引き続き検討する。   |

|        |  |
|--------|--|
| 取組事項   | 3. 政務活動費マニュアル及び政務活動費の交付に関する条例等の調査・研究   |
| 関連条項等  | 基本条例第3条、第5条  |
| 取組内容   | 政務活動費マニュアル及び井原市議会政務活動費の交付に関する条例・井原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の改正に向けた調査・研究を開始<br><br>H28.12 議会運営委員会において、現行マニュアル等の改正に向けて議会事務局案を基に調査・研究開始 |
| 外部評価結果 | ・政務活動費の公開における今後の課題は、収支報告書、会計帳簿、領収書の公開ルールをいち早く決定することである。また、政務活動費を活用して、どのような議会活動につながったのかを年度末に取りまとめる工夫も検討されたい。                      |
| 検証結果   | ・今までの政務活動費の公開方法に不十分さがあった   |

|           |  |
|-----------|--|
| 今後の課題     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例等が改正されれば、現在の課題に対応できる</li> <li>・ 政務活動費を活用して、どのような議会活動につなげたのかを年度末に取りまとめる工夫は今後検討</li> </ul>    |
| 上記課題の検討結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例等を改正済み。</li> <li>・ 政務活動費を活用した視察研修については、今までどおり報告書を提出し、一般質問で活用する等、議員個人での活動に活かして行く。</li> </ul> |

|           |  |
|-----------|--|
| 取組事項      | 4. 基本条例検証方法の一部変更   |
| 関連条項等     | 基本条例第23条ほか   |
| 取組内容      | <p>H28. 2 議会運営委員会で外部委員として全議員が出席して、環太平洋大学 准教授 林 紀行氏に検証結果の報告・アドバイスを受ける。</p> <p>H28. 3 内部検証として議会運営委員会・全員協議会で基本条例を検証</p> <p>H28.6～11 内部・外部検証結果を受けて、今後の対応について協議・決定、各委員会に報告</p> <p>※外部検証してもらい、また内部でも検証を行い、その検証結果を受けて今後どのように対応していくかを協議・決定し、各委員会にフィードバックしていく</p>   |
| 外部評価結果    | <p>議会基本条例の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価にあたっては、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置づけることが必要である。そのためには、「Plan」にあたる「計画」を十分に練りあげておく必要があるが、この点が課題である。</li> <li>・ 「井原市議会基本条例に基づく取り組みの検証」では、内部評価と外部評価に対する今後の対応が取りまとめられているが、「今後の対応」に対する「対応の結果」が取りまとめられていない。本来であれば、「今後の課題」が次年度の「計画」に反映されなければならないが、この点を検討課題とされたい。</li> </ul> |
| 検証結果      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部評価結果のとおり</li> </ul>   |
| 今後の課題     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の課題を次年度の計画に反映させること</li> </ul>   |
| 上記課題の検討結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状どおり検証を続けて行き、前年の課題、改善点を見つけ、それを次年度に活かすこととする。</li> </ul>   |

|      |          |
|------|----------|
| 取組事項 | 5. HPの活用 |
|------|----------|

|           |   |
|-----------|---|
| 関連条項等     | 基本条例第5条、第7条、第18条  |
| 取組内容      | 市のHP更新にあわせて議会HPのリニューアルを行い、閲覧者が必要としている情報を検索しやすい構成とした。  |
| 外部評価結果    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPは一定の整理がなされ、必要な情報が検索しやすくなった。特に、サイトマップの作成がなされた点は評価できる。</li> <li>・HPでは、一部の委員会の会議録の公開がされていないので、早急に改善されたい。</li> <li>・「市民の声を聴く会」の開催場所によっては、議会からの報告に対する質疑応答が掲載されていないので、一定のルールを作った上で掲載すべきと考えられる。</li> <li>・行政視察報告は、全員がすべての内容を作成する必要があるのかどうかは検討する必要がある。視察の概要は共通とし、議員個人の所感を違った内容にするなどの工夫をすることで、余分な労力を減らすことも必要ではないか。また、議員個人の所感にとどめず、それをどのように議会活動、政策提言・実現へとつなげていったのかがわかる内容を年度末にまとめるなどの方法を検討すべきである。</li> </ul> |
| 検証結果      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会HPのリニューアルについては、外部評価結果のとおり</li> <li>・常任委員会の会議録はすべて公開しているが、全員協議会については今後の課題</li> <li>・「市民の声を聴く会」における議会からの報告に対し、質疑応答があったものは全て掲載している</li> <li>・行政視察報告は、外部評価結果のとおりであり、今後検討</li> </ul>   |
| 今後の課題     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会の会議録の公開</li> <li>・行政視察報告における報告者に共通する概要部分の報告方法</li> </ul>   |
| 上記課題の検討結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会の会議録は、公開しないこととする。</li> <li>・委員長が報告書の概要部分を、参加委員が個々の所感を作成し、一つの報告書にして連名で提出する。</li> </ul>  |

## 2. 平成28年の取り組み事項（※改正を行っていないもの）

### ①議会全般

|       |  |
|-------|--|
| 取組事項  | 1. 執行部質問権（反問権）の運用                          |
| 関連条項等 | 基本条例第9条                                    |
| 取組内容  | 2月定例会で延べ5名、9月定例会で2名、12月定例会で1名に対し、質問権を行使される |

|           |  |
|-----------|--|
| 外部評価結果    | ・一問一答や反問権の制度化は、質問を通じて執行部に政策実現を迫るという新しいスタイルの質問も議員に求められるようになったということである。しかしながら、こうした制度改革の趣旨がいかされた質問になっているとはいえない状況にある。質問による政策実現の方法論を検討してみることも必要である。 |
| 検証結果      | ・外部評価結果のとおり  |
| 今後の課題     | ・引き続き検討する  |
| 上記課題の検討結果 | ・引き続き検討、努力する。  |

|           |   |
|-----------|---|
| 取組事項      | 2. 議会への提案箱の設置、ホームページからの提案募集   |
| 関連条項等     | 基本条例第18条ほか  |
| 取組内容      | ※H28.1.1～H28.12.31での投書数等の状況<br>投書数（提案箱に投函またはホームページから送信された件数）<br>41件<br>回答数（提案を受理し、全員協議会で提案者に回答することが決定した件数）<br>11件 |
| 外部評価結果    | ・広聴広報活動の一環として、市民意見の収集があるが、様々なチャンネルを作っておくのはよいことであるが、どの方法がより効果的なのかを見極める必要がある。                                       |
| 検証結果      | ・外部評価結果のとおり   |
| 今後の課題     | ・住所、氏名は未記入であるが建設的な意見の取り扱い   |
| 上記課題の検討結果 | ・現状どおりとする。  |

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 取組事項  | 3. 議会広報紙の活用                           |
| 関連条項等 | 基本条例第7条                               |
| 取組内容  | 2月・5月・8月・11月の年4回発行<br>フルカラー印刷、14頁～16頁 |

|               |   |
|---------------|---|
| 外部評価結果        | ・ 今後は、他議会の事例を参考にしながら、より見てもらえる、市民の意見が出る「議会だより」の作成である。市民参加を取り入れた広聴広報のあり方を検討するべきである。 |
| 検証結果          | ・ 外部評価結果のとおり  |
| 今後の課題         | ・ 市民へのアンケート調査等、広聴広報委員会で今後検討   |
| 上記課題の<br>検討結果 | ・ 今後検討する。   |

|               |  |
|---------------|--|
| 取組事項          | 4. 政策立案機能  |
| 関連条項等         | 基本条例第3条  |
| 取組内容          |  |
| 外部評価結果        | ・ 政策立案機能の中で、議会が最も力を発揮できるものは、議員（もしくは委員会）提出による政策型条例である。次の4年間の最重要課題の一つとすべきである。たとえば、所管事務調査の結果を議員提案条例として取りまとめしていくことや、特別委員会の設置などの方法論を検討し、責任の所在を明確にした体制づくりが必要である。 |
| 検証結果          | ・ 外部評価結果のとおり   |
| 今後の課題         | ・ 今後、政策立案できるよう最大限努力する  |
| 上記課題の<br>検討結果 | ・ 今後、最大限努力する。  |

| 取組事項  | 5. 議決権の行使  |      |      |      |    |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |
|-------|--|------|------|------|----|----|----|-------|----|----|----|--|--|----|----|----|--|--|--|-------|----|--|--|---|---|------|---|---|--|--|--|
| 関連条項等 | 基本条例第4条  |      |      |      |    |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |
| 取組内容  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議案件数</th> <th>原案可決</th> <th>認定</th> <th>同意</th> <th>承認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算・決算</td> <td>41</td> <td>27</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例</td> <td>33</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意・承認</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般議決</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分   | 議案件数 | 原案可決 | 認定 | 同意 | 承認 | 予算・決算 | 41 | 27 | 14 |  |  | 条例 | 33 | 33 |  |  |  | 同意・承認 | 10 |  |  | 8 | 2 | 一般議決 | 8 | 8 |  |  |  |
| 区分    | 議案件数   | 原案可決 | 認定   | 同意   | 承認 |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |
| 予算・決算 | 41   | 27   | 14   |      |    |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |
| 条例    | 33   | 33   |      |      |    |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |
| 同意・承認 | 10   |      |      | 8    | 2  |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |
| 一般議決  | 8  | 8    |      |      |    |    |    |       |    |    |    |  |  |    |    |    |  |  |  |       |    |  |  |   |   |      |   |   |  |  |  |

|           |   |
|-----------|---|
| 外部評価結果    | ・議決権の行使による政策実現の方法としては、活用が難しそうである。したがって、他の政策実現の方法を検討しなければならない。 |
| 検証結果      | ・外部評価結果のとおり   |
| 今後の課題     | ・議決権の行使は説明責任が伴い議会の全体責任であるため、議決権の意味を踏まえ対応していく                  |
| 上記課題の検討結果 | ・議決権の意味を踏まえ対応していく。  |

|           |   |
|-----------|---|
| 取組事項      | 6. 議員間討議  |
| 関連条項等     | 基本条例第5条、第13条  |
| 取組内容      |   |
| 外部評価結果    | ・議会機能を強化する方法として、これまでの執行部対議員という質問を通じた議論のあり方に加え、議員間の討議を活性化することがあげられる。このテーマも次の4年間の最重要課題の一つとすべきである。<br>・先進事例や同規模の地方議会の取り組みを参考に、井原市議会にあったあり方を検討すべきである。最初から詳細な制度設計をするのではなく、委員会でフリーディスカッション形式で実施できる仕組みを検討すべきである。 |
| 検証結果      | ・外部評価結果のとおり   |
| 今後の課題     | ・先進事例や同規模の地方議会の取り組みを参考に、井原市議会に合ったあり方を検討する   |
| 上記課題の検討結果 | ・今後、検討していく。   |

|        |   |
|--------|---|
| 取組事項   | 7. 政策評価   |
| 関連条項等  | 基本条例第10条  |
| 取組内容   |   |
| 外部評価結果 | ・政策評価については、資料や情報がなく、検証することが困難である。<br>1テーマを決めて、所管事務調査で取り組むなどの具体的方法を考える必要がある。 |

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 検証結果          | ・外部評価結果のとおり                 |
| 今後の課題         | ・基本条例の趣旨に則り、各議員がより一層研鑽を深める  |
| 上記課題の<br>検討結果 | ・基本条例の趣旨に則り、各議員がより一層研鑽を深める。 |

## ②委員会

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 取組事項          | 1. 議会が求める資料の要求                    |
| 関連条項等         | 基本条例第12条                          |
| 取組内容          | 平成28年の要求実績<br>・委員会として要求した資料・・・27件 |
| 外部評価結果        |                                   |
| 検証結果          | ・必要に応じ今後資料を求めていく                  |
| 今後の課題         | ・必要に応じ今後資料を求めていく                  |
| 上記課題の<br>検討結果 | ・必要に応じ今後資料を求めていく。                 |

|               |  |
|---------------|--|
| 取組事項          | 2. 請願・陳情の提出者からの意見陳述  |
| 関連条項等         | 基本条例第14条ほか   |
| 取組内容          | ※平成28年 請願・陳情の審査における意見陳述者数<br>・総務文教委員会 2名<br>・市民福祉委員会 1名<br>・建設水道委員会 0名 |
| 外部評価結果        |  |
| 検証結果          | ・現行の取り組みは評価できる<br>・陳述の制限時間5分は短いのでは                                     |
| 今後の課題         | ・陳述の制限時間が適当かどうかを検討する（陳述された方に意見を聴く）                                     |
| 上記課題の<br>検討結果 | ・陳述の制限時間は適当であり現状どおりとする。  |

|           |  |
|-----------|--|
| 取組事項      | 3. 所管事務調査の運用   |
| 関連条項等     | 基本条例第14条ほか   |
| 取組内容      | <p>平成28年の所管事務調査実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>2月定例会 マイナンバー制度の運用について</li> <li>9月定例会 幼稚園教諭の不祥事を受け、井原市が行った再発防止策について</li> <li>井原市立図書館の休館日について</li> <li>市内幼稚園における3歳児教育について</li> <li>10月 公共交通の充実について</li> <li>12月定例会 公共交通の充実について</li> <li>通学路の安全確保について</li> </ul> </li> <li>・市民福祉委員会 (なし)</li> <li>・建設水道委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>6月定例会 平成28年度公共事業等事業計画について</li> <li>12月定例会 作業場付市営住宅等の建設の可能性を探るための調査について</li> <li>井原市情報発信事業・首都圏アンテナショップでの活動について</li> </ul> </li> </ul> |
| 外部評価結果    | ・所管事務調査の結果を議員提案条例として取りまとめていくことを検討することも必要である。   |
| 検証結果      | ・外部評価結果のとおり  |
| 今後の課題     | ・議員提案条例化に向けた所管事務調査の運用  |
| 上記課題の検討結果 | ・議員提案条例化に向けた所管事務調査の運用を進める。   |

### 3. 4年間の総括（平成25年から平成28年までの主な取組事項）

|           |  |
|-----------|--|
| 取組事項      | 主なもの   |
| 関連条項等     | 基本条例全般   |
| 取組内容      | <p>平成25年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長・副議長選挙立候補制に関する内規に基づき所信表明を実施</li> <li>・第3回市民の声を聴く会の開催</li> <li>・議会だより5月発行分から全面カラー印刷で発行</li> </ul> <p>平成26年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井原市議会危機管理マニュアルの策定</li> <li>・政務活動費マニュアルの改正（インターネットプロバイダー料及び事務機器リース料の見直し）</li> <li>・継続調査として年間を通じた所管事務調査を実施</li> <li>・第4回市民の声を聴く会の開催</li> </ul> <p>平成27年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長・副議長選挙立候補制に関する内規に基づき所信表明を実施</li> <li>・第5回市民の声を聴く会の開催</li> <li>・2月定例会で総務文教、市民福祉、建設水道委員会が所管事務調査結果を報告</li> </ul> <p>平成28年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費マニュアル及び井原市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則の改正に向けた調査、研究</li> <li>・第6回市民の声を聴く会の開催（開催方法を見直し、ワークショップ形式で実施）</li> <li>・6月定例会から井原放送の文字放送を利用した定例会日程の周知</li> </ul> |
| 外部評価結果    | <p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の議会改革をめぐる評価は、議会としての活動がどのような成果につながったのかという点からチェックされることになる。議員個々人の能力や資質を高めることも必要であるが、議会の能力や資質を高めるためには、何が必要で課題なのかを見極め、「二代表制の一翼を担う議会」にふさわしい地位を築く取り組みをされたい。</li> <li>・次の4年間の課題をあげるとすれば、「政策型議員提案条例の制定」と「議員間討議の実施」である。この両課題を改選後の議会の二大テーマとして解決に取り組むことを検討されたい。</li> </ul>  |
| 検証結果      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな課題はあるが、よく取り組んでいる</li> </ul>   |
| 今後の課題     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・より開かれた議会としてICT化を推進すること</li> <li>・本会議・委員会の中継放送の実現に努める</li> </ul>  |
| 上記課題の検討結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題について、今後も前向きに検討していく。</li> </ul>   |